

審 査 基 準

	審査項目	審査内容	配点
I 事業者 (20)	事業遂行能力	○応募者は専門的な知識、能力、経験を備えているか。 ○経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	10
	基本方針	○事業実施の基本方針は適切か。	5
	管理体制	○クレーム、苦情等への対応は適切か。	5
II 障害者権利 擁護センター (センター設 置、運営) (50)	事業への取組	○センターの趣旨や目的等を理解し、仕様に沿った提案となっているか。	5
		○事業の実施計画は実現可能であるか。	
		○事業実施の方法、内容等は的確か。	10
		○内容に工夫が凝らされ、かつ実現可能であるか。	10
	運営体制	○必要な職員体制は確保されているか。 ○専門的知識又は経験を有し、かつ、専門的に従事する担当職員の配置や人員など実施体制は適切か。 ○他の関係団体との連携を図る提案となっているか。	10
見積金額	○県の予定額以内の金額か。 ○積算内訳は妥当か。 ○事業計画書との整合性はとれているか。 ○経費削減の努力はされているか。	5	
資質の確保	○担当職員に対し、業務に必要な知識・情報・技能等の習得研修や実務研修を行うなど、提供するサービスの質の維持・向上を行っているか。	10	
III 障害者権利 擁護センター (普及啓発及び 研修事業) (35)	事業への取組	○事業の趣旨や目的等を理解し、仕様に沿った提案となっているか。	5
		○事業の実施計画は実現可能であるか。	
		○事業実施の方法、内容等は的確か。	10
		○実践的な研修となっているか(演習による事例検討を実施するか)。	10
	○内容に工夫が凝らされ、かつ実現可能であるか。	10	
運営体制	○事業実施に対する必要な体制は確保されているか。	5	
見積金額	○県の予定額以内の金額か。 ○積算内訳は妥当か。 ○事業計画書との整合性はとれているか。 ○経費削減の努力はされているか。	5	
IV 障害者差別 解消 (相談窓口設 置、運営) (50)	事業への取組	○相談窓口の必要性や目的等を理解し、仕様に沿った提案となっているか。	5
		○事業の実施計画は実現可能であるか。	
		○事業実施の方法、内容等は的確か。	10
		○内容に工夫が凝らされ、かつ実現可能であるか。	10
	運営体制	○必要な職員体制は確保されているか。 ○専門的知識又は経験を有し、かつ、専門的に従事する担当職員の配置や人員など実施体制は適切か。 ○弁護士会や他の関係団体との連携を図る提案となっているか。	10
見積金額	○県の予定額以内の金額か。 ○積算内訳は妥当か。 ○事業計画書との整合性はとれているか。 ○経費削減の努力はされているか。	5	
資質の確保	○担当職員に対し、業務に必要な知識・情報・技能等の習得研修や実務研修を行うなど、提供するサービスの質の維持・向上を行っているか。	10	

	審査項目	審査内容	配点
V 障害者差別 解消 (普及啓発・あい サポート運動推進 事業) (35)	事業への取組	○事業の趣旨や目的等を理解し、仕様に沿った提案となっているか。	5
		○事業の実施計画は実現可能であるか。	
		○事業実施の方法、内容等は的確か。	10
		○内容に工夫が凝らされ、かつ実現可能であるか。	10
	運営体制	○事業実施に対する必要な体制は確保されているか。	5
見積金額	○県の予定額以内の金額か。 ○積算内訳は妥当か。 ○事業計画書との整合性はとれているか。 ○経費削減の努力はされているか。	5	
VI その他 (10)	基本仕様書にない提案事項	○業務に関して有効だと考えられる事項、提案がなされているか。	10
合 計			200

- ・評価得点は次のとおり（配点 10 点の項目については 2 倍とする。）
5：非常に良い 4：良い 3：普通 2：好ましくない 1：不可
- ・1人の審査員につき評価得点「1」が1つ以上又は「2」が4つ以上ある提案書は採用しない。
- ・審査員ごとに行った採点結果を集計し、提案者ごとの合計点数を比較し、高得点の提案者を委託候補者とする。